

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		市営住宅の用途変更の承認		
根拠法令及び条項		公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号)第 27 条第 3 項ただし書		
所 管 部 課 名		建設部 建築住宅課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市営住宅管理条例(昭和 49 年条例第 13 号)第 25 条ただし書		
	基 準	条例第 25 条ただし書により、住宅以外の用途への変更は当該市営住宅の一部とする。また、承認する場合は、個別具体的に判断するものとする。 ○条例第 25 条 入居者は、市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 60 日程度 (注: 休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 40 日 (機関名 岐阜県) 処分機関 20 日		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				